



## 子どものすこやかな発達を支援する ～療育・保育・教育の環境づくり～

### 1 発達・療育支援環境の充実

#### 現状と課題

幼児期の障がいの適切な治療や療育のためには、早期発見が重要となります。

アンケート調査によると、発達障がいに関する診断の有無について、3障がいともに、年齢が低いほど「受けたことがある」割合は高くなる傾向にあります。

障がいや疾病の早期発見・早期療育などのために、障がい特性をよく理解した専門性の高いサービスの充実が必要であり、保健・医療分野と福祉分野とのさらなる連携を進め、障がいの状況に応じたきめ細かな支援が提供できる体制づくりが重要です。

#### 施策の方向

障がいの特性や一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が行える体制の強化に努めるとともに、家族等の障がいに対する理解を深めるための取り組みと相談体制の充実を図ります。

一人ひとりの子どもの状況に応じてきめ細かに支援します。障がいや発達に課題のある子どもの保育・療育のために、保育体制や療育体制を充実します。

#### 主な事業

- 在宅障がい（児）者通園事業の充実（生活福祉課）
- 「ほほえみクラブ」の充実（生活福祉課）
- 発達障がい児に対する保育士・教職員の指導体制の充実（学校教育課、子育て支援課、生活福祉課）
- 「個別の教育支援計画」による適切な指導の推進（学校教育課、子育て支援課）
- 乳幼児健康診査、乳幼児発達相談、乳幼児健康相談等の母子保健事業の推進（子育て支援課）
- 育児講座や育児相談及び健康相談等の推進（学校教育課、子育て支援課）
- こども療育相談室の充実（子育て支援課）
- 専門的な療育相談体制の推進（学校教育課、子育て支援課、生活福祉課）
- 早期発見、早期療育を推進するため、保健・医療機関等との連携の推進（学校教育課、子育て支援課、生活福祉課）
- 心身に障がいのある幼児の相談事業の推進（子育て支援課、生活福祉課）
- 障がい児の保護者に対する啓発及び早期療育の知識や理解の普及啓発の推進（学校教育課、子育て支援課、生活福祉課）

## 現状と課題

乳幼児期における心身の発育・発達は重要であるため、一人ひとりの発達や状態に応じた保育・教育環境の充実が必要です。また、就学前後で生活や教育環境が変化するため、その成長に合わせ、状況に応じたきめ細かな支援を進めていく必要があります。

アンケート調査によると、子育て上の悩みや困りごとについて、身体障がい者・知的障がい者では「就労など、将来への不安」、精神障がい者では「集団に適應できないこと」が最も高くなっています。また、保育や教育に関する要望について、身体障がい者では「障がいに関する教職員や同級生等の理解を促進してほしい」の割合が最も高く、知的障がい者・精神障がい者では「専門知識を持った教職員を多く配置してほしい」の割合が最も高くなっています。

市では、保育所に障がい児担当を配置し、受け入れ体制を整備していますが、専門的知識は研修や日々の経験の中で身につけているという現状です。今後も、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育が可能となる体制の強化を図るとともに、関係機関の連携と情報共有を推進し、一貫した相談と家族等への支援の充実を図ります。

## 施策の方向

障がいのある児童の能力や個性を發揮するため、障がいの早期発見、早期療育のための体制づくりや、保育園、幼稚園、小中学校への切れ目のない継続性のある教育指導の充実を図ります。

また、幼少期から障がいのある人とない人が互いを理解し、ともに学ぶ教育を進めます。

## 主な事業

- 障がい児と障がいのない子どもの交流  
(学校教育課、子育て支援課、生活福祉課)
- 子育てに関する相談支援の強化  
(学校教育課、子育て支援課、生活福祉課)
- 保育交流等で障がい児とふれあう機会を通じた福祉教育の充実  
(子育て支援課)
- 障がい児保育に携わる職員研修の推進 (子育て支援課)
- 障がい児の受け入れ体制の充実 (学校教育課、子育て支援課)
- 家庭児童相談員の相談支援体制の充実 (子育て支援課)
- 学校との連携の強化と障がい児教育の充実  
(学校教育課、子育て支援課、生活福祉課)
- 教育相談、教育指導体制の充実 (学校教育課)
- 特別支援学校と小学校・中学校との居住地校交流等の充実  
(学校教育課)
- 障がい児の保護者への情報提供の充実  
(教育政策課、子育て支援課、生活福祉課)
- こども療育相談室等の事業紹介及び療育相談や療育教室等の支援の充実 (学校教育課、子育て支援課、生活福祉課)

### 3 切れ目のない支援の仕組みづくり

#### 現状と課題

近年、特別支援教育の対象となる子どもたちが増加する中で、「インクルーシブ教育システム」の構築、発達障害者支援法の改正（平成28年8月1日施行）、児童福祉法の改正（平成28年6月3日施行）などが行われています。

アンケート調査によると、不安や悩みを相談する際に困ることについて、身体障がい者に比べ知的障がい者、精神障がい者で「相談するたびに最初から説明をしないとイケない」の割合が高くなっています。また、子育て上の悩みや困りごとについて、身体障がい者、知的障がい者では「就労など、将来への不安」、精神障がい者では「集団に適應できないこと」の割合が最も高くなっています。

こうした子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にわたる切れ目のない教育指導や進路選択における相談支援を行える体制を整えることが重要です。

#### 施策の方向

特別な支援が必要な子どもの療育・保育・教育にあたっては、関係する医療、保健、福祉、教育などの専門機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行える環境を整えます。

#### 主な事業

- 関係機関との連携による相談支援体制の強化  
（学校教育課、子育て支援課、生活福祉課）